

住宅バリアフリー改修に関する
固定資産税減額申告書

(兼受付処理票)

平成 年 月 日

(宛先) 太田市長

納税義務者
住 所
フリガナ
氏 名 印
(法人の場合は法人名、代表者)
電話番号 () -

太田市市税条例附則第10条の3第7項の規定により下記のとおり申告します。

申 告 事 項			
家屋所在地	太田市		
家屋番号			
種類 (用途)		構 造	
床面積	m ²	居住部分床面積 (1/2以上であること)	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修完了日	平成 年 月 日	改修工事を必要とするもの	住 所 名 氏 名
バリアフリー 改修に要した 費用	①総額	円	①65歳以上の人
	②補助金等	円	②要介護認定又は要支 援認定を受けた人
	①-② ③差引金額 (自己負担50万円以上のものが対象)	円	③障がいのある人 (以上のいずれがに該当すること)
改修工事が完了した日から 3か月以内に申告ができな かった場合にはその理由			

※注意事項

- この申告書は、原則として改修工事の完了日から3か月以内に提出してください。
- この申告書には、裏面の書類を添付してください。

処 理 欄	減額物件番号	評 価 額	減額対象評価額	固定資産税額	減 額 税 額

住宅バリアフリー改修に関する固定資産税減額申告書 説明事項

1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）であること。
居住部分が2分の1以上であること。
- (2) 平成32年3月31日までの間に、国又は地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額が1戸当たり50万円を超える一定のバリアフリー改修工事が行われたものであること。
- (3) 高齢者、障がい者等以下のいずれかの方が居住する住宅であること。
 - ① 65歳以上の方（改修工事が完了の年に65歳になる方も含む）
 - ② 介護保険において、要介護認定又は要支援認定を受けた方
 - ③ 障がい者の方
- (4) 下記に示すいずれかの改修工事であること。
 - ① 廊下の拡幅
 - ② 階段の勾配緩和
 - ③ 浴室の改良
 - ④ トイレの改良
 - ⑤ 手すりの取り付け
 - ⑥ 床の段差解消
 - ⑦ 引き戸への取り替え
 - ⑧ 床の滑り止め化
- (5) 改修後の住宅面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (6) 現在、新築住宅軽減及び耐震改修に関する減額を受けていないこと。

2. 減額内容

- (1) バリアフリー改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が減額されます。
- (2) 1戸当たり100㎡相当分までの税額の3分の1が減額されます。

3. 添付書類

- ① 改修工事明細書（改修工事の内容及び費用が確認できるもの）
（建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可）
- ② 改修工事個所の写真
- ③ 領収書の写し
- ④ 該当する区分に応じた書類
 - ・ 65歳以上の人
 - ・ 要介護又は要支援認定者
 - ・ 障がいのある人
 - ・ ・ ・ 住民票の写し
 - ・ ・ ・ 介護保険の被保険者証の写し
 - ・ ・ ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
- ⑤ 補助金や給付金の交付を受けている場合は、決定通知書等の写し

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1819 (直通)
FAX: 0276-47-1870